

鉄道の安全利用に関する手引き

この手引きは、各種安全設備、安全の仕組みについて、可能な限り、各鉄道事業者に通の内容となるよう作成しています。

しかし、鉄道事業者によって安全設備の設置状況や取り扱いなどが異なる場合があることに、留意して下さい。

平成22年3月

国土交通省鉄道局

鉄道の安全利用に関する手引き（構成）

第1章 本手引きの趣旨

第1節 背景

第2節 目的

第3節 基本的な心構え

第2章 利用者等の心得

第1節 プラットホームにおける心得

- 1 プラットホームを移動するとき
- 2 白線、黄色線
- 3 列車を待つとき
- 4 列車に乗るとき、列車から降りるとき
- 5 ドアが閉まる時
- 6 そのほか注意しなければならないこと
- 7 プラットホームにある安全設備等

第2節 列車内における心得

- 1 危険物持ち込みの禁止
- 2 吊り革や手すり
- 3 車両のドアの近くにいるとき
- 4 貫通路、貫通扉の近くにいるとき
- 5 そのほか注意しなければならないこと
- 6 車内にある安全設備等

第3節 踏切道における心得

- 1 歩いて通るとき
- 2 自転車で通るとき
- 3 自動車に通るとき
- 4 踏切道内に閉じ込められたとき
- 5 踏切道にある安全設備等
- 6 妨害行為等の禁止

第4節 線路周辺における心得

- 1 線路周辺にいるとき
- 2 妨害行為等の禁止

第3章 利用者等への情報伝達

- 第1節 理解と協力の促進方策
- 第2節 情報伝達の工夫

第1章 本手引きの趣旨

第1節 背景

鉄道は、地球環境への負荷が少なく、大量輸送に向き、安全で安定した運行に優れ、多様かつ安定した運賃設定で利用できるという特徴を持っています。このことから、多くの人と一緒に利用する公共交通機関であり、私たちの生活から切り離せない身近な公共交通機関となっています。しかしながら、その反面、鉄道の利用の仕方をあやまると悲惨な事故を起こしたり、長時間にわたり列車の運転を中止することにつながり、鉄道を一緒に利用している周りの多くの人にも、多大な被害、迷惑をかけることがあります。

特に、近年、鉄道の事故や遅延の発生状況を見ると、その多くは、ホームからの転落、ホーム上での接触、踏切道の無理な横断、線路内立入など、鉄道事業者以外に起因するものとなっています。これらに対して、鉄道事業者だけでは安全対策を実施するのはなかなか難しく、また、鉄道事業者にのみ安全対策の一層の充実を求めることは、安全投資費用が膨大となり運賃等に影響することになり、鉄道は、現在のような多くの人に身近な公共交通機関からかけ離れたものとなってしまいます。

鉄道の安全性、安定性のより一層の向上のためには、鉄道事業者による安全対策の充実に加え、道路管理者や交通管理者との協力はもとより、鉄道利用者、踏切通行者、鉄道沿線住民等（以下、「利用者等」という）の理解と協力が不可欠なものとなっています。

第2節 目的

鉄道の安全利用に関する手引き（以下、「本手引き」という）は、鉄道の安全性、安定性のより一層の向上のためには利用者等の理解と協力が不可欠となっていることに鑑み、鉄道の安全利用に関して、鉄道事業者が設置している各種安全設備、安全の仕組みなどに沿って、各鉄道事業者の共通的事項についてとりまとめたものです。

本手引きを、利用者等の理解と協力を得るための基礎資料として活用することで、わが国の鉄道の安全性、安定性を高め、健全な発展を図ることを目的としています。

※ なお、本手引きは、鉄道の安全性、安定性の向上のために、利用者等が正しく理解して、守るべき共通の約束事としてまとめたものであり、鉄道の快適性の向上のために必要なマナー（座席の座り方、携帯電話マナーなど）の内容は含みません。本手引きの内容については、可能な限り正確になるよう努めていますが、今後、さらに本手引きの内容が見直され、より充実されることが望ましいと考えています。また、鉄道の安全利用に関して、各種安全設備、安全の仕組みについて、可能な限り、各鉄道事業者に共通的な内容となるよう努めていますが、鉄道事業者によって安全設備の設置状況や取り扱いなどが異なる場合があるため、留意する必要があります。

第3節 基本的な心構え

鉄道は、多くの人と一緒に利用する公共交通機関です。一人でも自分勝手に行動する人がいると、悲惨な事故が起きたり、運行が混乱したりなどして、周りの人に多大な被害、迷惑をかけることがあります。

鉄道を利用するにあたっては、利用者等が責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全に利用することができるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、鉄道事業者が設置している各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、利用の方法を身につけておくとともに、実際の駅、列車内、踏切道、線路周辺などで、自分本位でなく、周りの人に対する思いやりの気持ちを持って、判断し、行動することが必要です。また、いざという時に各種安全設備等をためらいなく正しく使うことができるように、平素から駅のプラットホーム、列車内などに表示されている各種安全設備の注意書きにも目を通しておくようにしましょう。

本手引きは、鉄道の安全性、安定性をより一層向上させるために、利用者等が正しく理解して守るべき共通の約束事としてまとめているものです。繰り返し読んで、鉄道の安全利用に関する正しい知識を身につけて、お互い守るよう

にするとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげましょ
う。

第2章 利用者等の心得

第1節 プラットホームにおける心得

プラットホームでは、プラットホームからの転落、列車との接触などによる死亡、重傷を負う事故などが多く発生しています。本節の各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 プラットホームを移動するとき

○プラットホームでは、駆けたり、物などを振りまわしたりなどせず、また、周りの人の動きに注意しましょう。

→プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

2 白線、黄色線

○プラットホームを歩くときは、白線又は黄色線の内側（ホーム中央寄り）を歩きましょう。

○白線及び黄色線の両方があるときは、白線及び黄色線の両方の内側（ホーム中央寄り）を歩きましょう。

→プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながったり、駅係員などが列車出発時の安全確認ができず、列車が遅れ周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

※ 黄色線は、目の不自由な人が、プラットホームを安全に移動できるよう設置されているものでもありますので、目の不自由な人が近くにいるとき、黄色線を遮ったりなどしないように注意しましょう。

※ 黄色線には、プラットホームの内側を示す内方線（注）が設けられているものもあります。

※ ホームドアが設置されているプラットホームなどでは、白線も黄色線もないことがあります。

注 内方線……プラットホームの内方を示す1本の線状突起物。

3 列車を待つとき

- 列車を待つときは、白線又は黄色線の内側（ホーム中央寄り）で、表示されている乗車位置目標に整列して、プラットホームを通行する人を妨げないようにしましょう。特に、朝夕ラッシュの際はプラットホームが混雑しますので協力しましょう。
- 線路内に、物などを落としたときは、のぞきこんだり、勝手に線路内に立ち入ったりせず、駅係員などに知らせましょう。
→プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

4 列車に乗るとき、列車から降りるとき

- 列車に乗り降りをするときは、周りの人を押しやりせず、降りる人を優先にして、順番に乗り降りしましょう。このとき、プラットホームにいる人は、列車内にいる人が降りやすいよう場所を譲りましょう。
- 周りのドアを見て、混雑しているドアは避け、空いているドアから乗り降りしましょう。
- 列車とプラットホームとの間が離れていたり、段差がある場合もあるので、足元に注意しましょう。
- プラットホームに列車が停止しているときであっても、車両と車両の連結部分に隙間がある場合もあるので注意しましょう。
→列車とプラットホームの隙き間に落ちたり、閉まるドアに身体や物などを挟まれたりするなどの事故につながったり、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

5 ドアが閉まるとき

- ドアが閉まる合図があったときや閉まりかけているときは、無理に乗り降りせず、次の列車を待ちましょう。
- 万が一、閉まるドアに身体や物などを挟まれたときは、周りの人に大きな声で知らせ、駅係員などに助けを求めましょう。
→閉まるドアに身体や物などを挟まれたまま、列車が動き出したりする

などの事故につながったり、駅係員などが列車出発時の安全確認ができず、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

※ 鉄道の車両のドアは、エレベーターと異なり、ドアが閉まる途中で身体や物などが挟まれても、再度、自動的にドアが開く構造になっていません。

6 そのほか注意しなければならないこと

(1) お酒を飲んだときなど

○お酒を飲んだとき、体調が悪いときなどは、プラットホームの中央寄りを十分に注意して歩き、列車を待ちましょう。

○プラットホームで気分が悪くなったときは、プラットホームから線路内に身体など出したりせず、化粧室などに行きましょう。

→特に、プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながる 경우가多くあります。

(2) 携帯電話やヘッドホンステレオなどを使用しているときなど

○携帯電話やヘッドホンステレオなどを使用しているときは、プラットホームの中央寄りを十分に注意して歩き、列車を待ちましょう。

→ プラットホームから線路内に転落したり、列車に接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

(3) ベビーカーや車椅子などを使用しているときなど

○プラットホームでベビーカーや車椅子などを使用して列車を待つときは、ベビーカーや車椅子などのストッパーをかけ、さらに、目や手を離さないようにしましょう。

→プラットホームには雨水などの水はけをよくするため傾斜がついている場合もあり、ベビーカーや車椅子などが傾斜により動き出し、プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

○特に、ベビーカーなどを使用して列車の乗り降りをするときは、列車とプラ

ットホームの間にまたがり、ベビーカーなどを抱えて乗り降りするようにしましょう。

○周りの人も、ベビーカーを利用している人を先に列車に乗り降りさせてあげるなど配慮してあげましょう。

○ドアが閉まる合図があったときや閉まりかけているときは、無理に乗り降りせず、次の列車を待ちましょう。

→閉まるドアにベビーカーなどの車輪を挟まれたまま列車が動き出すなどのおそれがあります。

※ 乗務員室が近くにある車両や車椅子スペースのある車両を利用すると、乗務員などに確認されやすくなり、安全につながります。

7 プラットホームにある安全設備等

(1) ホーム下避難スペース、ステップ

○プラットホームから線路内に転落したときは、一部の駅では、進入してくる列車から直ちに待避できるようにホーム下に避難スペース又はホームに上がるためのステップがあるので、必要に応じて、急いで線路外に避難しましょう。

○待避スペースにゴミなどを投げ入れることはやめましょう。

→いざというときに、逃げ込むことができなくなるおそれがあります。

(注) 列車速度が高く、かつ、運転本数の多いプラットホームを有する駅については、プラットホーム下の待避スペースの確保を進めています。

(2) 列車非常停止装置（非常停止押しボタン）

○プラットホームから線路内に転落した人を見たときなど、急いで列車を停止させる必要があるときは、一部の駅では列車非常停止装置があるので、ためらわずに使用しましょう。または、近くの駅係員などに急いで知らせましょう。

○列車非常停止装置を押しても、線路に降りてはいけません。

→ 列車はすぐに停止することができないので、列車と接触するなどの事故につながるおそれがあります。

(注) 列車速度が高く、かつ、運転本数の多いプラットフォームを有する駅については、列車非常停止装置等の設置を進めています。

○列車非常停止装置は急いで列車を停止させる必要があるときに使うもので、駅係員に連絡したいときなどは、連絡装置（インターホン）を使用しましょう。

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

→安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。

(3) ホームドア等の非常用開放ボタン

○一部のホームドア等がある駅では、ホームドア等に挟まれたり、ホームドアと車両の間に取り残されたときなどは、ためらわずに非常開放ボタンを押し、ホームドア等を手で開けて退避しましょう。

→プラットフォームから線路内に転落したり、列車に接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

第2節 列車内における心得

列車内では、列車がカーブやポイントを通過するときなどの揺れによる乗客の転倒などが発生しております。本節の各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 危険物持ち込みの禁止

○列車内に危険物を持ち込んではいけません。不審物や不審者を見つけたときには、近くの駅係員などに急いで知らせましょう。

→危険物がこぼれたり、漏れ出したりなどすると、周りの人に危害を与えたり、迷惑を及ぼしたり、安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

2 吊り革や手すり

○列車が走行しているときは、吊り革や手すりにつかまりましょう。

→列車がカーブやポイントを通過するとき、事故防止のために急停止するときなど、急に揺れたりすることもあるので、転倒するなどのおそれがあります。

※ 吊り革や手すりは、座席に座ったり立ったりするときや移動するときなどの補助としても利用できます。

3 車両のドアの近くにいるとき

○車両のドアの近くにいるときは、ドアに寄りかかったり、手や足をついたり、物などを置かないようにしましょう。

→ドアが開くときに、手や足、物などが引き込まれたり、ドアが開きにくくなったりするおそれがあります。

4 貫通路（注）、貫通扉（注）の近くにいるとき

○貫通路、貫通扉の近くにいるときは、貫通路に立ち止まらないようにしましょう。

→列車がカーブやポイントを通過するときなど、貫通路の渡り板などが大きく揺れて、転倒するなどのおそれがあります。また、通行する人の支障になります。

○貫通扉は、閉めておくようにしましょう。

→列車内で火災が発生したときに、火災が隣の車両に拡大するのを防ぐことができなくなるおそれがあります。

※一部の列車では、非常の場合などを除き、列車が走行しているときには、貫通路を移動してはいけない場合もあるので注意しましょう。

注 貫通路……列車において、連結した車両間を行き来できるように設置された通路。

注 貫通扉……貫通路を仕切る扉で、車両連結間から車両への音の進入や、車両間での風の吹き抜けを防ぐことなどを目的として設置されている場合もある。

5 そのほか注意しなければならないこと

(1) ベビーカーや車椅子などを利用しているとき

○ベビーカーや車椅子などを利用して列車内に乗っているときは、ベビーカーや車椅子などのストッパーをかけ、さらに、目や手を離さないように注意しましょう。

→列車がカーブやポイントを通過するとき、事故防止のために急停止するときなど、急に揺れたりすることもあり、ベビーカーや車椅子などが動き出したり、転倒したりするなどの事故につながるおそれがあります。

6 車内にある安全設備等

(1) 車内非常通報装置（車内非常通報ボタン）

○列車内で不審者や不審物の発見した場合、トラブルがあった場合など、緊急で乗務員等に知らせる必要があるときは、ためらわずに車内非常通報装置を使用しましょう。

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

→ 安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。

※ 車内非常通報装置（車内非常通報ボタン）には、乗務員と通話可能なタイプと乗務員室に表示が出るのみで通話ができないタイプとがあります。装置のタイプがいずれであるかにかかわらず、これが使用されたときには、トンネルや橋りょう区間を除き列車を直ちに停止させることとしている事業者が多いです。しかし、装置のタイプがいずれであるかにかかわらず、次駅まで走行してから対応するという事業者や、通話機能がある場合には通話によって内容を確認した後に対応を決めることとしている事業者もあります。

（2）非常用ドアコック

○列車内で火災が発生したとき、係員から指示のあったときなどは、非常用ドアコックを使用しましょう。車両のドアを手動で開けることができますようになります。

○列車内で不審者や不審物の発見、急病人、けんかなどを見つけたとき、荷物がドアに挟まったときなどは、非常用ドアコックを使ってはいけません。

○列車外に脱出するときは、他の列車や高電圧の設備などがあり、大変危険です。十分に注意しましょう

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

→ 列車から転落したりするなど事故につながったり、安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律で罰せられる場合があります。

※ 地下鉄の場合は、側方への避難が困難な場合が多いため、編成最前部と最後部の乗務員室に非常口が用意されています。

（3）消火設備

○走行中の列車内で火災が発生したときなどは、車内に消火器が設置してありますので、ためらわずに使用して初期消火をしましょう。

→ 火災が隣の車両に拡大したり、煙が発生して、被害が大きくなるおそれがあります。

参考：車内安全設備等の案内図

○ 列車内には、安全設備が設置されており、一部の車両ではこれらの安全設備の設置位置などを利用者に知らせるために、案内図が表示してある場合があります。日頃から、車内安全設備等の案内図を見て、いざという時に備えて設置位置などを把握しておくように努めましょう。

参考：車内非常停止装置

○列車内で火災が発生したときなど列車を急いで停止させたいときには、一部の車両では車内非常停止装置が設置されている場合があるので使用しましょう。

○ただし、列車内で火災が発生したときでも、トンネル区間や地下区間を走行中には、車内非常停止装置を使用してはいけません。

→列車が停止しても外部に安全な避難場所が確保できず、煙などにより被害が大きくなるおそれがあります。

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

→ 安全確認のため、列車が遅れ周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。

第3節 踏切道における心得

踏切道では、通行者の無理な横断、停滞などによる死亡、重傷を負う事故などが発生しています。本節の各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 歩いて通るとき

- 踏切道を通るときは、手前で立ち止まって、左右の安全を確かめましょう。
一方からの列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車が来るがあるので、十分に注意しましょう。
- 警報機が警報しているときは、踏切道内に入ってはいけません。
- 踏切道には、遮断機も警報機もないものがありますので、踏切道を通る前に接近してくる列車がないか安全確認をしましょう。
→踏切道の安全確認を怠ると、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。
- ベビーカーや車椅子などで踏切道を通るときは、できるだけ線路に対して直角に通行する等、車輪が線路の溝にはまらないようにしましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。
→踏切道内で車輪が線路の溝にはまって転倒したり、脱輪したりして、踏切道を渡り切ることができず、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。

2 自転車で通るとき

- 踏切道を通るときは、手前で停まって、左右の安全を確かめましょう。一方からの列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車が来るがあるので、十分に注意しましょう。
- 警報機が警報しているときは、踏切道内に入ってはいけません。
- 踏切道には、遮断機も警報機もないものがありますので、踏切道を通る前に接近してくる列車がないか安全確認をしましょう。
→踏切道の安全確認を怠ると、列車と接触するといった思わぬ事故につながる

るなどのおそれがあります。

- 自転車で通るときは、踏切道は狭い空間で車や歩行者が行き来する場所であり、安全に通行するために自転車から降りて押して渡るようにしましょう。
- できるだけ線路に対して直角に通行する等、車輪が線路の溝にはまらないようにしましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。
→踏切道内で車輪が線路の溝にはまって転倒したり、脱輪したりして、踏切道を渡り切ることができず、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。

3 自動車を通るとき

- 踏切道を通るときは、手前で停まって、左右の安全を確かめましょう。一方からの列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車が来ることがあるので、十分に注意しましょう。
- 警報機が警報しているときは、踏切道内に入ってはいけません。
- 踏切道には、遮断機も警報機もないものがありますので、踏切道を通る前に接近してくる列車がないか安全確認をしましょう。
→踏切道の安全確認を怠ると、列車と接触したり、脱線といった重大な事故につながるなどのおそれがあります。
- 自動車を通るときは、前方の自動車に続いて漫然と踏切道に進入するのではなく、踏切道の前方に安全に通過できる余地を確認してから、通しましょう。
- できるだけ線路に対して直角に横断しましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。
→前方の自動車が踏切道の出口を塞いでしまったときなどは、踏切道を渡り切ることができず、接近している列車と接触したり、脱線といった重大な事故につながるなどのおそれがあります。
- 交通規制により通行を禁止されている車種では、踏切道を通ってはいけません。
- 大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、車体が高いことから、通行できる高さ制限以下であることをしっかりと確認してから、通しましょう。
- 特に、荷台の積載物の高さが通行できる高さ制限を超えてしまうことがある

ので注意しましょう。

→踏切道内で、脱輪したり、遮断機などに衝突したりして、踏切道を渡り切ることができず、接近している列車と接触したり、脱線といった重大な事故につながるなどのおそれがあります。

4 踏切道内に閉じ込められたとき

○自動車で踏切道内に閉じ込められたときには、前進して遮断かんを押し上げて、踏切外へ脱出することができます。

○踏切道内から脱出するときに、遮断かんを壊してしまったら、近くの駅などに知らせましょう。

→遮断かんが故障したままの状態では、他の通行者や自動車が、列車と接触するといった事故につながるなどのおそれがあります。

5 踏切道にある安全設備等

(1) 踏切支障報知装置（非常ボタン）

○踏切道で自動車などが立ち往生したときなど、線路を支障していることを、急いで乗務員や駅係員に知らせたいときに、踏切支障報知装置（非常ボタン）を使用しましょう。

○緊急時の連絡先の表示がある場合には、すみやかに連絡しましょう。

○踏切支障報知装置（非常ボタン）が設置されていない踏切道では、自動車に搭載してある発炎筒などで進行してくる列車に危険を知らせましょう。

○いたずらなど非常の場合以外に、使用してはいけません。法律により罰せられる場合があります。

○警察に通報したいときに、使用してはいけません。

→安全確認のため、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。

6 妨害行為等の禁止

○線路内への置き石、ゴミ捨てなど、列車の運行に支障となることをしてはい

けません。法律により罰せられる場合があります。

→列車の脱線といったなど重大な事故につながるなどのおそれがあります。

これらの行為を目撃された場合は、最寄りの駅または警察にお知らせ下さい。

※ 踏切道における支障事故が原因で支障時間が1時間未満の輸送トラブルによっても、1千万円を超える社会経済への影響が生じる可能性があります。

第4節 線路周辺における心得

1 線路周辺にいるとき

○線路は道路ではありません。踏切道以外の場所を、通ったり、線路内に立ち入ってはいけません。

→列車と接触するといった思わぬ事故につながったり、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

○強い風が吹いているときは、業務用ビニールなどをしっかり固定するなど風で飛ばされないようにしましょう。

→鉄道の架線に業務用ビニールなどが引っかかると、列車が止まり多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

○線路周辺でのクレーン作業などをするときは、注意しましょう。

→列車と接触するといった思わぬ事故につながるほか、架線などに損傷を与えると、列車が止まり多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

2 妨害行為等の禁止

○列車に向かって、石を投げたり、線路内へ石を置いたり、駅や車両などへの落書きをしてはいけません。見かけたときは、駅や警察へ連絡してください。

→列車内にいる人がけがをしたり、脱線といった重大な事故につながったり、列車が遅れ、多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。法律により罰せられる場合があります。

※ 線路内立入が原因で支障時間が1時間未満の輸送トラブルによっても、1千万円を超える社会経済への影響が生じる可能性があります。

第3章 利用者等への情報伝達

本手引きを基礎資料として、国、鉄道事業者、関係団体などは、お互いに協力しつつ、利用者等の理解と協力を促進させ、一層の効果を発揮させるよう努めましょう。

第1節 理解と協力の促進方策

国は、鉄道の安全利用を促進するための環境の整備や社会的認識の醸成に努めましょう。具体的には、広く国民一般に対して、本手引きを活用し、利用者等の理解と協力の浸透を図ったり、鉄道事業者や行政機関、教育機関等の関係機関に対して、学校教育、生涯教育等を通じて、鉄道の安全利用に関する普及、啓発に活用してもらうよう継続的に働きかけていきましょう。

鉄道事業者は、利用者等に対して各社の安全設備、安全の仕組みに応じた情報提供を実施していきましょう。具体的には、本手引きを参考としつつ、各社の状況に応じて、利用者等の目に触れる所への注意事項の掲示、「安全のしおり」の作成、配布や、ホームページ、ポスター、体験型キャンペーン等により、情報提供等を継続的に実施していきましょう。

関係団体などは、本手引きを参考としつつ、複数の鉄道事業者と協力して、「安全のしおり」の作成、配布や、ホームページ、ポスター、体験型キャンペーン等により、情報提供等を継続的に実施していきましょう。

第2節 情報伝達の工夫

利用者等に情報伝達するときは、シンプル、かつユーモラスに、利用者等の関心を引くよう心がけることが重要です。また、伝達する時間、場所、方法などを意識した情報量の設定や季節感をもった情報提供の工夫が重要です。

付表1 鉄道事業者が設置している安全設備等の代表例



プラットホーム	連絡装置（インターホン）
 <p>駅係員 よびだし インターホン</p> <p>緊急にご用の方 または不審なものを 発見したときは、よびだしボタンを押 して 駅係員とインターホンでお話し ください。</p> <p>開</p> <p>インターホン</p> <p>よびだしボタンを おしてください</p> <p>ふしな ものを見つけたら よびだしボタンを おして話してください</p> <p>閉</p> <p>きんせゆうにごようのかた または ふしなものを みつけたときは、 よびだしボタンをおして えせかか りいんと インターホンでおはなし ください。</p>	

プラットホーム	列車非常停止装置（非常停止押しボタン）
 <p>非常停止ボタン</p> <p>列車に異常を通報する場 合は、このボタンを押して下 さい。みだりに扱うと罰せ られる場合もあります。</p>	

プラットフォーム

ホーム下避難スペース、ホーム下ステップ



列車内

貫通路、貫通扉



列車内	消火設備
-----	------



列車内	車内非常通報装置（車内非常通報ボタン）
-----	---------------------



列車内

車内非常停止装置



列車内

非常用ドアロックカバー





付表2 (鉄道の安全阻害行為に関する罰則等に係る関係法令)

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)(抜粋)

(往来危険)

第二百五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、2年以上の有期懲役に処する。

○鉄道営業法(明治三十三年三月十六日法律第六十五号)(抜粋)

第三十一条 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十二条 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十三条 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 列車運転中乗降シタルトキ

二 列車運転中車両ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ

三 列車中旅客乗用ニ供セサル箇所ニ乗リタルトキ

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

第三十六条 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識掲示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

二 信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス

第三十八条 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第四十条 列車ニ向テ瓦石類ヲ投擲シタル者ハ科料ニ処ス

○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法

(昭和三十九年六月二十二日法律第百十一号)(抜粋)

(趣旨)

第一条 この法律は、新幹線鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法

律第七十一号)による新幹線鉄道をいう。以下同じ。)の列車がその主たる区間を二百キロメートル毎時以上の高速度で走行できることにかんがみ、その列車の運行の安全を妨げる行為の処罰に関し、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の特例等を定めるものとする。

(運行保安設備の損壊等の罪)

第二条 新幹線鉄道の用に供する自動列車制御設備、列車集中制御設備その他の国土交通省令で定める列車の運行の安全を確保するための設備を損壊し、その他これらの設備の機能を損なう行為をした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三 第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の機能をそこなうおそれのある行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(線路上に物件を置く等の罪)

第三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 列車の運行の妨害となるような方法で、みだりに、物件を新幹線鉄道の線路(軌道及びこれに附属する保線用通路その他の施設であつて、軌道の中心線の両側について幅三メートル以内の場所にあるものをいう。次号において同じ。)上に置き、又はこれに類する行為をした者

二 新幹線鉄道の線路内にみだりに立ち入った者

(列車に物件を投げる等の罪)

第四条 新幹線鉄道の走行中の列車に向かって物件を投げ、又は発射した者は、五万円以下の罰金に処する。

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）（抜粋）

（踏切の通過）

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

二 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

三 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第三十条（追越しを禁止する場所）、第三十三条（踏切の通過）第一項若しくは第二項、第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）、第四十二条（徐行すべき場所）又は第四十三条（指定場所における一時停止）の規定の違反となるような行為をした者